

**平成 30 年度新潟県計画に関する
事後評価
(令和元年度事業実施分)**

**令和 2 年 1 0 月
新潟県**

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 地域医療高度化推進事業	【総事業費】 432,000 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	病院	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域医療構想上必要とされる回復期病床の整備を行うには、全県の基幹的病院における高度急性期病床の集約化を支援し、機能の異なる病院間での役割分担を推進し、回復期への円滑な移行が可能となる体制整備が必要不可欠である。</p> <p>アウトカム指標：30年度基金を活用して、現在不足している回復期病床3,199床を整備する。</p>	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化を推進するため、特に全県における基幹的な病院において高度急性期病床の集約化を図る体制確保に必要な施設・設備整備に対する支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	高度医療の整備を行う基幹的な病院：1病院	
アウトプット指標（達成値）	<p>高度医療の整備を行う基幹的な病院：1病院</p> <p>新潟市内の病院に高リスクのため外科的治療が不可能であった患者等を対象にした低侵襲高度医療機器整備を開始し、県内の高度急性期医療の集約化と他病院における回復期病床への円滑な移行が可能となる体制整備が推進された。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 回復期病床の増加（49床）に寄与した。</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、高度医療を担う設備が整備され、地域における高度急性期病床の集約化を進めたこ</p>	

	<p>とで、病院機能の機能分担と回復期への円滑な移行が可能となる体制整備を推進することができたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>病院が高度医療の整備を行う基幹的な病院として必要な設備整備を行うことができ、地域における効率的な医療提供体制の構築が着実に前進したと考える。</p>
その他	<p>平成 30 年度：159,570 千円</p> <p>令和元年度： 56,430 千円</p>

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 在宅医療基盤整備事業	【総事業費】 31,137 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会等	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要である。 ・要介護者は歯・口腔に多くの問題を抱えているにも関わらず、住民や多職種からの相談体制が十分でない。また、在宅歯科診療を実施する歯科診療所は約 2 割と少ない。高齢者人口の増加により、今後在宅歯科医療サービスのニーズは増加が見込まれることから、適切なサービス提供体制を整備することが必要である。 ・食事や栄養に関する問題を抱えた高齢者の増加が想定されていることから、訪問栄養食事指導の取組や体制を充実させる必要がある。 	
	アウトカム指標： <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護を実施する事業者数 【現状：270 (H28 年度) → 目標：280 (H30 年度)】 ・訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合 【現状：21.6% (H28 年度) → 目標：40.0% (R4 年度)】 ・訪問栄養食事指導を実施する事業所数 【現状：13 (H28 年度) → 目標：20 施設 (R1 年度)】 ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 【現状：125 (H27 年度) → 目標：450 (R4 年度)】 	
事業の内容 (当初計画)	1 訪問看護推進事業 訪問看護の充実を図るため、実態調査を実施するとともに、訪問看護師の最新医療に対する知識・医療技術の取得及び病院看護師の在宅医療に関する知識・医療技術を習得するため、研修会を開催する。 2 在宅歯科医療連携室整備事業 在宅要介護者等に歯科医療や口腔ケアが迅速かつ円滑に提供されるよう、在宅歯科医療連携室を設置するとともに、在宅歯科医療連携を円滑に推進するための協議会	

	<p>を開催する。</p> <p>3 在宅歯科医療支援事業</p> <p>地域の在宅歯科医療提供体制を整備し、安全かつ効果的な在宅歯科医療を推進するため、在宅歯科医療を担う歯科医師等を養成するための研修や歯科衛生士・歯科技工士の安定的な確保を図るための復職支援研修等を行う。</p> <p>4 在宅医療（栄養）推進事業</p> <p>訪問栄養食事指導の定着に向け、医師を中心とした他職種に対して制度概要や運用方法の周知活動を展開する。併せて、実際に扱った症例についての症例検討を通して事業の充実を図る。</p> <p>5 在宅医療（薬剤）環境整備事業</p> <p>在宅医療（薬剤）を推進するため、無菌調剤体制構築、医療関係者への情報提供等、在宅医療推進に向けた環境整備への補助を行う。</p>
<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護実態調査の実施 ・訪問看護従事者研修会の受講者数(実践編 50 人、管理編 25 人) ・研修を受講した歯科医師等の数 700 人 ・訪問栄養食事指導（モデル的栄養指導）の実施件数 50 件 ・無菌調剤室共同利用に係る研修会の受講者数 50 人
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護実態調査の実施 ・訪問看護従事者研修会の受講者数(実践編 37 人、管理編 18 人) ・研修を受講した歯科医師等の数 延 976 人 ・訪問栄養食事指導（モデル的栄養指導）の実施件数 100 件 ・無菌調剤室共同利用に係る研修会の受講者数 84 人(H30年度)
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護を実施する事業者数 268 (H29 年度) → 271 (H30 年度) ・訪問看護ステーションに従事する看護職員数（常勤換算） 601.7 人 (H28 年度) → 636.2 人 (H30 年度) ・訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合：観察できなかった（概ね 4 年ごとの県調査で把握するため）

	<p>在宅療養支援歯科診療所登録数を見ると、平成 29 年度末 226 件から平成 30 年度末には 238 件に増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問栄養指導を実施する事業所数：【54 施設（R 元年度）】 ・訪問薬剤指導を実施する薬局の増加数 1,015 薬局（H29 年度）→1,031 薬局（H30 年度） <p>1 訪問看護推進事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、在宅医療を推進する上で不可欠となる訪問看護に従事する者の確保、資質の向上に必要な対策の検討、研修会の開催、実態調査等を行うことで、訪問看護の推進が図られたと考えられる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問看護に従事する者の確保、資質向上のための研修を実施するとともに、実態調査を行った上でさらなる推進対策の検討や PR 活動を行うなど、体系的に事業を実施しており、より効率的に質の高い訪問看護の推進が図られたと考える。</p> <p>2 在宅歯科医療連携室整備事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、窓口機能を担う連携室が設置され、病院、介護関係者等との認識の共有が図られ、円滑な多職種連携が促進された。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問診療機器の貸与及び相談体制が整ったことにより、効率的に訪問歯科診療が提供された。</p> <p>3 在宅歯科医療支援事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、各地域で在宅歯科医療に取り組む歯科医師等が養成され、在宅歯科医療提供体制の拡充、推進につながった。</p> <p>また、離職した潜在歯科衛生士及び歯科技工士に対し、研修しやすい環境を提供することにより、有用な人材を広く発掘することが可能となると考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>養成した歯科医師等が多職種と連携しながら在宅医療に取り組むことで、顔の見える関係ができ、地域の実情に応じたスムーズな医科歯科連携が促進できると考える。</p>
--	--

	<p>また、離職した潜在歯科衛生士等へ在宅歯科医療に関する研修や情報提供をすることにより、人材確保が促進されると考える。</p> <p>4 在宅医療（栄養）推進事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、病院や患者に対する制度の周知及び活用が図られ、訪問栄養指導を実施する事業者数の増及び療養者支援が促進されたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県栄養士会は、県内唯一の栄養士・管理栄養士の職能団体であることから、委託による事業実施により、県内で統一した体制の構築及び指導の標準化等が効率的に行われた。</p> <p>5 在宅医療（薬剤）環境整備事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療において必要となる無菌製剤を身近な薬局で調剤できるようにするため、リーフレットの作成及び、共同利用のために必要な体制の整備に向けた薬剤師の研修及び検討が行われ、無菌調剤室の共同利用に向けた環境整備が促進されたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>当事業は、県薬剤師会が実施しており、地域薬剤師会も積極的に関わっている。無菌調剤室の共同利用体制構築に当たり、地域の医療関係者の理解・協力を得ながら効率的に実施されたと考える。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.35 (医療分)】 看護師勤務環境改善施設整備事業	【総事業費】 13,704 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の実施主体	病院	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護師の離職防止のため、看護師が働きやすい環境整備を行う必要がある。 アウトカム指標： ・看護職員（常勤職員）の離職率の減少 【現状：7.6% (H27年) → 7.3% (H30年)】	
事業の内容（当初計画）	ナースステーションの拡充等、看護職員が働きやすい勤務環境の整備に対して補助をする。	
アウトプット指標（当初の目標値）	勤務環境改善に取り組む施設に対して補助【目標：1施設】	
アウトプット指標（達成値）	勤務環境改善に取り組む施設に対して補助【実績：1施設】	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員（常勤職員）の離職率（H30年）は未公表のため観察できなかった。 ・代替え指標：人口10万人当たり就業看護職員数（常勤換算）1,213.3人（H28年）→1,243.0人（H30年） <p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、ナースステーションの拡充等看護職員が働きやすい勤務環境の整備が進み、看護職員の離職防止及び定着促進が図られるものとする。</p> <p>（2）事業の効率性 看護職員の勤務環境の改善に資する整備事業に対する財政的な支援を行うことで、看護師が働きやすく離職防止につながる施設の整備に着手しやすくなり、効率的に看護職員の離職防止につなげることができるものとする。</p>	
その他		